

「令和４年度独立行政法人医薬品医療機器総合機構契約監視委員会（臨時）」議事概要

I 日 時

令和４年９月６日（火）から９月１３日（火）

II 場 所

メール開催

III 出席委員（敬称略）

中村 洋（慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 教授）

伊藤 憲二（森・濱田松本法律事務所 弁護士）

鈴木 裕子（公認会計士）

◎寺林 努（独立行政法人医薬品医療機器総合機構 監事）

○矢野 奈保子（独立行政法人医薬品医療機器総合機構 監事（非常勤））

※ ◎は委員長、○は委員長代理

IV 議 題

（１）審議事項案件

令和４年９月から令和５年４月にかけて入札公告又は契約締結を予定している案件（一般競争入札【最低価格落札方式】を除く。）に係る事前点検について

V 議事内容

（１）令和４年９月から令和５年４月にかけて入札公告又は契約締結を予定している案件（一般競争入札【最低価格落札方式】を除く。）に係る事前点検について

標記について審議及び報告が行われた。主な概要は以下の通り。

委員からの主な質問・意見及び当機構の回答	
質問・意見	回答
・テクノロジー環境は想定以上のスピードで進化しているので、今後、テクノロジーに関する事象の発生時期についての判断は特に慎重にされるべきで、むしろ発生可能性がある場合は想定時期に関わらず検討に織り込むことも必要と考える。情報取得が遅れた結果、追加発注業務の競争性が失われるという重大な効果が生じている。時限性に鑑みて今回はやむを得ないものの、今後はこうした事態が起こらないように、タイムリーかつ十分な情報収集を実施すること。 ・以前の契約監視委員会において、『随意契約を継続させず、競争性を保つこと』という意見が出されたにもかかわらず、随意契約を継続するとし、その理由として現行サービスの良さ等を挙げているが、それらの理由が正当であれば、総合評価落札でも現行業者が選ばれるため、随意契約を継続する理由には当たらないし、多数の候補を検討したとあるが、公募にかけた場合には、その検討情報とは異なるサービス内容と金額が応札者から提示されることが想定されるため、随意契約を継続する判断は深刻な問題であり、必須要件を明確化し、総合評価落札方式とすることが妥当である。 ・周辺の相場の情報をみながら、適正な価格となるように価格交渉を行い、コロナ禍による貸会議室等増加で良い物件もあるかもしれないので、今後は調達方法を随意契約に限定せず、広く公募すること。	・AI 技術等は、従来の製品技術と連続性がないものであり、また、開発段階の情報等は間接的な情報収集では不十分な場合もあることから、今後は今まで以上に関連する製品・技術情報の収集は可能な限り幅広く実施して、検討を重ねるよう留意する。 ・ご指摘を受けて、ご提案いただいた総合評価落札方式へと変更したい。今回の審議は一度取り下げ、次回の契約監視委員会にて改めて審議をお願いしたい。 ・承知した。価格交渉は実施済みであるが、本事業は定期開催を検討しており、今後はご指摘を踏まえ、随意契約に限定することなく調達方法を検討する。

以上